

對し裁判權を執行することを承認し、

第二節第一項に於て日本國政府は暹羅國が他の條約國と約せるところの現行の貿易規則及關稅目を暹羅國在留日本臣民及船舶に對し適用すべきことを承認し、第二項に於て右諸規則及稅目は双方より一ヶ年の豫告を以て何時たりとも改正に附すべきことを規定し、

第三節第一項に於ては本條約の解釋、實行、若は違反に關する一切の爭議は仲裁裁判により之を決定すべきを、第二項及第三項に於ては右仲裁手續を定めた。

次に本條約附屬の火酒營業の取締に關する公文交換に於ては、日本國より暹羅國に輸入せられる火酒・麥酒・葡萄酒及火酒性飲料に付ても最惠國より輸入せられる同様の物品と同一の特權を有すべきことを規定した。

之を要するに新日暹條約は形式上に於ては暹羅國の體面を慮り全然相互的に規定せられたが、其の實質的内容に於ては恰も明治四年七月澤外務卿時代に締結せられた日布條約書、及明治六年八月副島外務卿時代に締結せられた日秘和親貿易航海假條約と等しく最惠國條款の作用により治外法權的條約規定を有しない締約國の一方に對し片面的有利な結果を齎すものであつた。

註1 伊藤博文秘書類纂外交篇上卷

第八章 陸奥改正條約の實施

第一節 概 説

實施期日 明治二十七年七月十六日英國と始めて調印、明治三十年十二月五日澳洪國と最後に之を了した陸奥諸改正條約中、英・米・伊・秘・露・丁・獨・瑞諾・白・蘭・瑞西・西・葡との十三國とのものは其の實施期を明治三十二年七月十七日とし、佛・澳二國とは同年八月四日よりとなつて居た。此の間に於て陸奥、西園寺、大隈、西の諸外相を経て結局明治三十二年七月十七日又は八月四日に至り、當初より條約改正に最も關係の深かつた青木外相により實施せられることとなつた。日英改正條約第二十一條に於ては陸奥改正條約原案に基き特に實施期日を規定せず調印の日より五ヶ年後（即ち明治三十二年七月十七日）以後ならば何時にても差支なく日本政府の都合よき時に實施し得ることとなつて居た。而して英・伊・露・丁・獨・瑞諾・佛・瑞西・澳との改正條約中には一ヶ年前に右實施の通告をなす際本邦に於て諸重要法典が實施せられ居ることを必要とした。蓋し斯く改正條約の實施期を本邦側の任意に定め得べきこととしたのは、調印後五ヶ年の猶豫期間に帝國議會との關係上重要法典を實施し得ない様なことの起る場合に備へたのである。然るに日米改正條約第十九條に於ては右改正條約の實施期を明治三十二年七月十七日よりと確定し、秘露及葡萄牙との條約も之に倣ふた。又明治二十九年八月四日調印の日佛改正條約第二十四條に於ては調印の際全權の過誤により「本條約は調印の日より少なくとも三ヶ年の間は實施せられざるものとす」と規定した爲め、遅くも明治三十二年八月四日以前には實施し得ないこととなつた。澳國との改正條約も亦調印の際に交換した外交文書の

爲め其の實施期を佛國同様と爲なければならなくなつた。

諸法典公布 依て歴代の外務當局は前記日米改正條約等に規定する明治三十二年七月十七日より改正條約實施の決心を以て、政府關係當局及法典調査會・帝國議會に對し、諸法典の立案審議を促進することとした。右の内法典編纂の任に當つた法典調査會に於ては改正民法草案を第一編總則・第二編物權・第三編債權と第四編親屬・第五編相続とに分ち、第一編乃至第三編は樞積・富井・梅諸博士を始め起草委員等の非常な努力の結果、委員會を開催すること百二十三回、明治二十八年十二月三十日最後の整理を了へ、編纂に付一層困難を豫想せられる第四編乃至第五編と切り離し帝國議會に上程することに決定した。明治二十九年一月第二次伊藤内閣は之れを第九帝國議會に提出其の協賛を経て同年四月二十七日法律第八十九號として公布した。残るところの第四編及第五編は明治二十九年十二月二十六日の第二百二回法典調査會にて全條の審議を修了し、次いで明治三十一年四月十五日の整理委員會に於て之れが整理を完了した。明治三十一年五月二十一日第三次伊藤内閣は之を第十二帝國議會に提出其の協賛を得同年六月二十一日法律第九號として公布した。同時に法例（法律第十號）、民法施行法（同第十一號）、戶籍法（同第十二號）、人事訴訟手續法（同第十三號）、非訴訟事件手續法（同第十四號）、競賣法（同第十五號）も公布せられた。是等諸重要法典は龔に明治二十九年四月公布の民法第一編乃至第三編と共に改正條約所定の時期たる明治三十一年七月十六日より實施せられることとなつたのである。第十二帝國議會中衆議院に於て民法修正案審議の際、梅法制局長官は親族・相続兩編は特に日本古代の法制を始め維新以後の慣行指令等を充分に調査参照の上極めて用意周到に立法したところの日本の性格の法案であることを説明し、同時に右兩編と雖も條約改正實施上之を施行するの必要があるとして至急可決を求めた。之れに對し沼田（宇源太）議員等は、尙新民法は日本的家族主義に反するところあるとして反對したが、終に大多數を以て可決せられた。又本議會中元田（肇）議員外二名より明治二十九年法律第八十九號改正民法第二條に於

ては「外國人ハ法令又ハ條約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私權ヲ享有ス」とあるを「外國人ハ法令又ハ條約ニヨリ特ニ許シタル場合ニ限り私權ヲ享有ス」と修正すべしとの法案提出せられ、一時政府を驚かしたのであつたが後提案者より之を撤回し事なきに至つた。

次に民法と密接の關係ある商法改正案に付ては、法典調査會による審議遅延し條約實施の通告を爲す際完成するを得なかつた爲め、政府は會社・破産・手形の三編に付龔に明治二十六年七月一日より實施の法律第九號を以て條約所定の條件に適合するものと見做し、其の他の部分に付ては明治二十三年公布の商法が明治二十九年十二月廿八日法律第九四號を以て民法人事編等と共に三十一年六月三十日迄を期限として實施延期となり居るを其の儘放任自動的に同年七月一日より效力を發生せしめることとした。尤も其後改正商法案は第二次山縣内閣により明治三十一年十一月開會の第十三帝國議會に提出、其の協賛を得て明治三十二年三月九日法律第四十八號を以て之を公布し、商法施行法（法律第四十九號）と共に實施することとなつた。其の他改正條約實施上必要なる重要法典としては改正刑法が明治十五年一月一日、刑事訴訟法（法律第九十六號）及裁判所構成法（法律第六號）が明治二十三年十一月一日より又、民事訴訟法（法律第二十九號）が明治二十四年一月一日より實施せられ、其の他明治二十三年六月二十八日法律第十八號を以て行政裁判所法が、又明治二十六年三月三日法律第七號を以て辯護士法が公布實施せられて居た。

斯くて改正條約實施通告期に相當する明治三十一年七月十六日には兎に角必要法典の實施せられ居るものと主張し得べきに至つた爲、大隈外務大臣より英・伊・露・丁・獨・瑞諸・白・蘭・瑞西・西の十ヶ國政府に對し、條約規定に基き明治三十二年七月十七日より改正條約を實施すべきことを、又明治三十一年八月三日佛・奧兩國政府に對し翌年八月四日より改正條約を實施すべき旨の公式通告を爲した。之より先明治三十年二月大隈外相は第十回帝國議會に臨み次の如き外交演説を試みた。即ち「第二帝國議會以來屢次國務大臣が議會に説述せる外交の根本方針たる開國進

取の政策により帝國は他の亞細亞諸國又は非耶蘇教國若は非白哲人種國と異り法制を完備し以て治外法權を撤廢せんが爲め條約改正に邁進したのである。日本は非常の熱心と勉強とを以て國運の進展を努めたが故に歐米の諸國は國際法上の正義の下に日本に同情し從來國際法は耶蘇教國間にのみ行はると云ふが如き妄想を漸次消滅せしめ遂に日本に向つて國際法上同等待遇の附與を承諾した。先づ英國が世界に先んじて日本との條約改正を承諾したる以來諸列國も之に倣ひ今將に明治開國以後數十年來の大問題解決せんとし條約調印未濟國は僅に墺地利洪牙利一國を残すのみとなつた。之れも早晚落着するに相違ない。依て日本としては是より愈々此の條約改正から起るところの利益を收めんとすれば一層力を盡して此の國を進めなくてはならぬ」と論及するところあつた。斯くて松隈内閣は本第十議會に始めて朝野待望の本邦關稅定率法案を提出し其の協贊を得て明治三十年三月二十六日法律第十四號として公布した。最後に残つた墺國との協定も成立したから右本邦最初の國定關稅定率法を明治三十一年九月十日勅令第二百八號を以て明治三十二年一月一日より實施した。

實施準備 其後松隈内閣は内部に軋轢を生じ明治三十一年十一月八日瓦解するに至り、改正條約の實施は第二次山縣内閣に委譲せられ、明治二十二年十二月外相就任以來條約改正に最も因縁深き青木駐獨公使が再び外相として就任し之れを擔當することとなつた。乃ち改正條約の實施期近づくに従ひ青木外相は明治三十二年五月三十一日に至り左の順序方法に依り改正條約を實施すべきことを閣議に諮つて決定を得た。

一 英・米・伊・秘・露・丁・獨・瑞諸・白・蘭・瑞西・西・葡の十三ヶ國との條約は來る七月十七日より實施し、佛國との條約は來る八月四日より實施すること。

二 墺國との條約は彼我往復の公文に於て定めた現行條約續續條件の終了した上、實施すべきものであるから、佛國との條約と等しく來る八月四日より實施すること。

三 米・葡・秘の三國との條約を除く外、條約上實施期日を明記しない諸國との條約に付ては、勅令を以て其の實施期日を公布すること。

四 獨逸は來る七月十七日より條約を實施するも、往復公文に依り來る八月三日迄は猶ほ領事裁判權を有せしめること。

五 佛・獨・墺の三國を除く諸國に對しては右三國の保有すべき領事裁判權に關し、均霑する如き最惠國條款の適用を認めない。尤も七月十七日より八月三日に至る迄は僅々十八日に過ぎないから其の間努めて圓滑の手段方法を探つて事故なきを期し、萬一現行犯其の他の緊急差措き難い事件の生ずるときは、斷乎として我が法權を行ふこと。

六 佛・墺の二國との條約は來る八月四日迄は實施しないから、來る七月十七日より條約を實施する諸國の享有すべき住居、營業、其の他の權利に均霑する如き最惠國條款の適用を認めない。

七 佛・墺二國の國民竝に船舶に對しては八月三日迄は、改正關稅及現行條約規定の取立金の外、別に税金及取立金を賦課徴收しない。

八 七月十七日より條約を實施すべき諸國の國民竝に船舶に對しても佛・墺二國の國民竝に船舶と同様八月三日迄は、改正關稅竝に取立金の外、別に税金及取立金の賦課徴收をしないこと。

九 外國人居留地に屬する共有資金若くは財産の處分に關しては佛、墺二國が其の期日を繰り上げ、他國と同様七月十七日に之が授受をなすことを承諾するときは之を引受けるが、若し故障あるときは八月三日迄は凡て之を捨て置き、八月四日に至りて悉皆之が引受をなすこと。

十 右共有資金若くは財産の授受が全然終了するの期日を以て、居留地を其の所在地の市區に編入するの手續をな

すこと。

其後上記方針(三)に基き明治三十二年六月十四日勅令第二百五十一號を以て、條約上實施期日を明記して居ない英・伊・露・丁・獨・白・西・蘭・瑞西・瑞諾の十ヶ國との條約は明治三十二年七月十七日より佛・墺二國との條約は八月四日より夫々實施する旨を公布した。

越えて明治三十二年七月一日改正條約實施に關し左記記念すべき優渥なる勅語が渙發せられた。

朕祖宗ノ遺烈ニ賴リ紀綱ヲ振ヒ治化ヲ施キ内國運ノ隆昌ヲ致シ外列國ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ而シテ朕カ年来ノ宿望タル條約ノ改訂ハ規畫ヲ悉シ交渉ヲ果ネテ竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル茲ニ其ノ實施ノ期ニ迫ヒテ帝國ノ責任重キヲ加フルト共ニ列國ノ和親愈々其ノ基礎ヲ鞏クシタルハ朕カ中心ノ欣榮トスル所ナリ

朕ハ忠實公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク朕カ意ヲ體シテ開國ノ國是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ交リ國民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ努メムコトヲ庶幾フ

朕カ在廷ノ臣僚ハ朕カ爲ニ新條約ヲ施行スルノ責ニ任シ百官有司ヲ飭シ慎重措置中外臣民ヲシテ均シク其ノ惠澤ヲ享ケテ憾ナカラシメ以テ列國ノ和好ヲ永遠ニ鞏固ナラシメムコトヲ期セヨ

同日首相及文部・陸軍・遞信の各相より、改正條約實施に當り我が權利を正確に保持すべきは勿論なるも外人の權利を保全し彼等が安んじて國內に居住し得る様努むるは政府の責務にして、又國民の義務なるを以て能く聖意の在る所を體し注意すべきことの趣旨を夫々管下の學校・軍隊・交通機關等に對し訓令が下され、各地方官に對しては既に前年八月九日板垣内相より内地雜居後外國人の接遇に對し宏量、寛懷、好情、友意を以てすべきことを諭告した。蓋し政府としては本邦又は亞細亞諸國の歴史上劃期的なる外國人の内地雜居であるから、安政開國以來の沿革に鑑み、排外分子の活動により不慮の事件の惹起することなき様最善の注意を爲なければならなかつたのである。

因に陸奥改正條約實施當時帝國在留外國人の總數は外務省の調査では一萬十五人であつて其の内條約國人は英國人千七百六十三人、米國人千四百四十人、獨逸人四百八十七人、佛國人四百二十人、露西亞人二百十四人、葡萄牙人百二十四人、瑞西人六十九人、墺白國人六十六人、和蘭人六十一人等なるに對し清國人五千二百九十七人、韓國人百九十六人であつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書追録參照

第二節 改正條約に伴ふ義務の履行

第一款 重要諸法典の實施

法典の實施 陸奥改正條約に於ては之が實施一ヶ年前に帝國政府に於て實施を要すべき重要法典の何たるやは明示せず交換公文に於ては既に發布せし各法典中未實施のものを實施すべしとのみ掲げて居るが明治十九年井上條約改正會議以來の沿革に基き裁判所構成法、刑法、治罪法(刑事訴訟法)、民法、商法(海上法・爲替・手形及破産法に關する法律を含む)、民事訴訟法の六重要法典を包含すべきものであつた。(註 第四章第四節參照)而して是等諸重要法典中刑法は明治十五年一月一日井上條約改正時代既に公布實施せられ、刑事訴訟法及裁判所構成法は明治二十三年十一月一日即ち第一回帝國議會開會以前大隈條約改正時代に公布實施せられ又同様民法中財産、財産取得、擔保、證據の四編、商法及民事訴訟法は明治二十三年三月二十七日法例、民法中財産取得編の殘部(第十三章及第十四章)及人事編は明治二十三年十月六日公布、内商法及民事訴訟法は明治二十四年一月一日其の他の法典は何れも明治二十六年一月一日を以て實施期とした。蓋し後者の實施期は大隈條約の規定と一致せんが爲めであつた。